

D V等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 日本司法支援センター（以下「センター」という。）が、弁護士とD V等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関し、その取り扱う法律相談に対応して支給すべき法律相談費及び費用が定められる契約（第3条第4号に規定するD V等被害者法律相談援助契約）を締結するときは、この契約条項によるものとする。

(支部における規定の適用)

第2条 支部の業務において、この契約条項の規定に「地方事務所長」とあるのは、「支部長」と読み替えるものとする。

(定義)

第3条 この契約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 D V等被害者法律相談援助 業務方法書第70条の11第2号の援助をいう。
- 二 D V等被害者法律相談附帯援助 業務方法書第70条の11第3号の援助をいう。
- 三 D V等被害指定相談場所 業務方法書第70条の11第4号の場所をいう。
- 四 D V等被害者法律相談援助契約 業務方法書第70条の11第5号の契約をいう。
- 五 D V等被害者援助弁護士 センターとの間でD V等被害者法律相談援助契約を締結した弁護士をいう。
- 六 D V等被害者法律相談申込者 D V等被害者法律相談援助の申込みをした者をいう。
- 七 D V等被害者法律相談被援助者 D V等被害者法律相談援助を受けた者をいう。

第2章 弁護士との契約に関する事項

(D V等被害者法律相談援助契約の方法)

第4条 センターは、地方事務所において、当該地方事務所に対応する弁護士会の所属弁護士からD V等被

害者法律相談援助契約の申込書（以下「契約申込書」という。）の提出を受けることにより、D V等被害者法律相談援助契約の申込みを受け付ける。

2 地方事務所は、前項に基づく申込みの受付について、当該地方事務所に対応する弁護士会からの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の契約申込書の取りまとめを依頼し、所属弁護士の申込書を弁護士会からまとめて受ける方法により申込みを受け付けることができる。

(申込手続)

第5条 契約申込書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申込みを行う弁護士（以下「契約申込弁護士」という。）の氏名、所属する弁護士会（以下「所属会」という。）及び登録番号
- 二 契約申込弁護士の事務所の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号
- 三 契約申込弁護士との連絡方法
- 四 法律相談費などの支払を受ける際に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別、名義及び口座番号
- 五 登録を希望する名簿の種類
- 六 第7条第1項各号に掲げる契約締結障害事由がないこと
- 2 契約申込弁護士は、契約申込書に、前項第2号の電話番号及びファクシミリ番号のほかに、緊急の場合に利用する連絡先として、事務所とは別の電話番号、ファクシミリ番号を追加して記載することができる。
- 3 D V等被害者法律相談申込者の実情に配慮したD V等被害者法律相談援助を実施するため、契約申込弁護士は、前二項に掲げる事項のほか、前条の契約申込書に契約申込弁護士の生年月日及び性別を記載することができる。

(D V等被害者法律相談援助契約の期間等)

第6条 センターは、D V等被害者法律相談援助業務に精通した弁護士とD V等被害者法律相談援助契約を締結する。

2 D V等被害者法律相談援助契約の期間は2年とする。ただし、この契約は、期間満了1か月前までにセンター又はD V等被害者援助弁護士から契約を更新しない旨の通知が書面でなされた場合を除き、さらに

2年間更新するものとし、その後も同様とする。

(契約障害事由)

第7条 センターは、契約申込弁護士に次の各号のいずれかの事由があるときは、D V等被害者法律相談援助契約を締結しない。

- 一 弁護士法（昭和24年法律第205号）第57条に規定する懲戒による業務停止期間中であるとき。
- 二 D V等被害者法律相談援助契約上の措置による契約締結拒絶期間中であるとき。

2 センターと前項各号の事由がある契約申込弁護士との間でD V等被害者法律相談援助契約の締結行為が行われたとしても、契約の効力は生じない。

(諾否の回答等)

第8条 センターは、第4条の申込みを受け付けたときは、速やかに、諾否を決定して契約申込弁護士に通知するものとする。

2 センターは、申込みの諾否を決定するために必要があるときは、契約申込弁護士の所属会に照会するなどの方法により、所要の調査を行う。

第3章 D V等被害者法律相談援助に関する事項

(担当者の選任の方法)

第9条 地方事務所長は、センターに対しD V等被害者法律相談援助の申込みがあった場合において、その申込みに係る案件が業務方法書第70条の13に掲げる要件に該当すると認めるときは、D V等被害者法律相談申込者の実情に配慮し、D V等被害者援助弁護士名簿の中から当該D V等被害者法律相談援助の担当者を選任する。

2 地方事務所長は、前項の規定によりD V等被害者法律相談援助の担当者を選任するときは、D V等被害者法律相談申込者の所在地に対応する弁護士会に所属するD V等被害者援助弁護士から選任するものとする。ただし、事案の特殊性又は緊急性その他特別の事情のある場合は、この限りでない。

3 地方事務所長は、第1項の規定によりD V等被害者法律相談援助の担当者を選任する場合には、あらかじめ、選任しようとするD V等被害者援助弁護士に対して打診を行い、当該D V等被害者援助弁護士が当該D

V等被害者法律相談援助の担当者となることができるか否かを確認する。

4 第1項の規定によりD V等被害者法律相談援助の担当者に選任されたD V等被害者援助弁護士は、D V等被害者法律相談申込者の実情に配慮し、当該D V等被害者法律相談援助を行いうよう努める。

(D V等被害者法律相談援助の担当者として選任された場合の手続)

第10条 D V等被害者法律相談援助の担当者として選任されたD V等被害者援助弁護士は、D V等被害者法律相談援助の実施までに、当該D V等被害者法律相談申込者から、事案の概要、住所、氏名、生年月日及び資産並びに事件の相手方が判明している場合にあってはその住所及び氏名その他必要な事項を記入したセンター所定の書面（以下「D V等被害者法律相談援助申込書」という。）の提出を受けるものとする。ただし、D V等被害者法律相談申込者がセンターにD V等被害者法律相談援助申込書を提出した場合は、この限りでない。

(D V等被害者援助弁護士が援助申込みを受ける場合の手続)

第11条 D V等被害者援助弁護士は、D V等被害者法律相談援助の申込みを受けようとするときは、D V等被害者法律相談申込者から、事案の概要、住所、氏名、生年月日及び資産並びに事件の相手方が判明している場合にあってはその住所及び氏名その他必要な事項の申告を受けるものとする。

2 D V等被害者援助弁護士は、D V等被害者法律相談援助の申込みを口頭の方法により受けた場合には、当該申込みに係るD V等被害者法律相談援助の実施までに、D V等被害者法律相談申込者から、前項に掲げる事項を記入したD V等被害者法律相談援助申込書の提出を受けるものとする。

3 第1項に規定する申込みを受けたD V等被害者援助弁護士は、D V等被害者法律相談申込者がD V等被害者援助弁護士からの連絡に応答しないときは、D V等被害者法律相談の申込みの取下げがあったものみなすことができる。

4 D V等被害者援助弁護士は、第1項に規定する申込みを受けたときは、速やかに、当該申込みに係る案件（以下「D V等被害者法律相談申込案件」という。）

が業務方法書第70条の13に掲げる要件に該当しているか否かを確認しなければならない。

5 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談申込案件が業務方法書第70条の13に掲げる要件に該当すると認めるときは、DV等被害者法律相談援助を行わなければならない。ただし、特段の事情があるときは、この限りでない。

6 第1項に規定する申込みを受けたDV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助の実施前に、DV等被害者法律相談申込案件が業務方法書第70条の13に掲げる要件に該当しないことが明らかとなつたときは、DV等被害者法律相談援助を拒絶する。

(DV等被害者法律相談援助の実施場所)

第12条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者援助弁護士の事務所、センターの事務所及びDV等被害指定相談場所において、DV等被害者法律相談援助を行う。

2 DV等被害者援助弁護士は、高齢者、障害者若しくは18歳に満たない者であること又は前項に規定する相談場所から遠距離の地域に居住していることその他のやむを得ない事情により前項に規定する相談場所に赴くことが困難な者に対して、センターが所定の手続によりDV等被害者法律相談申込者の居住場所その他適宜の場所においてDV等被害者法律相談援助を実施することとした場合には、前項の規定にかかわらず、当該場所においてDV等被害者法律相談援助を行うことができる（以下この場合に行う援助を「DV等被害者出張相談援助」という。）。

(DV等被害者援助弁護士の義務等)

第13条 自己の事務所を実施場所とする法律相談援助又は前条第2項に規定する法律相談援助を行おうとするDV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談申込者に対し、相談日時その他の条件を指定することができる。

2 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助を行う案件について、DV等被害者法律相談申込者の実情に配慮し、処理するよう努めなければならない。

3 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談被援助者が業務方法書別表4のDV等被害者法律相談援助資産基準に定める者に該当しないと認めるとき

は、センターが行うDV等被害者法律相談被援助者に対する費用の請求に関し協力するよう努めなければならない。

4 民事法律扶助契約を締結しているDV等被害者援助弁護士は、自らがDV等被害者法律相談援助を行った案件につき業務方法書第29条第1項第1号に規定する援助開始決定があつたときは、受任者等となるよう努めなければならない。ただし、当該DV等被害者援助弁護士が業務の繁忙その他正当な理由により当該案件を受任又は受託できないときは、この限りでない。

(DV等被害者法律相談援助の拒絶又は中止)

第14条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談申込者が前条第1項の規定による相談日時その他の条件の指定に応じないときその他DV等被害者法律相談申込者に不適切な行為のあるときは、DV等被害者法律相談援助を拒絶し又は中止することができる。

(法律相談票の作成・提出)

第15条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助を行ったときは、直ちに、法律相談の概要を記載した書面（以下「法律相談票」という。）を作成してDV等被害者法律相談援助申込書と共に地方事務所長に提出しなければならない。

2 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助を行った日の翌日から14営業日以内に、地方事務所長に対し、DV等被害者法律相談援助申込書及び法律相談票を提出しないときは、当該期限を経過した理由を地方事務所長に申し出なければならない。

3 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者事務所相談援助又はDV等被害者出張相談援助を行ったときは、DV等被害者法律相談援助申込書に、DV等被害者法律相談被援助者が当該DV等被害者法律相談援助を受けたことを確認する当該DV等被害者法律相談被援助者の署名を得なければならない。

4 前項の署名は、DV等被害者電話等相談援助においては不要とする。

5 DV等被害者援助弁護士は、第3項に係るDV等被害者法律相談被援助者の署名を得ることができなかつたときは、その理由を地方事務所長に申し出なければならない。

(不実施報告書の作成・提出)

第16条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助の担当者に選任された場合において、選任の日の翌日から5営業日を超えた日に当該DV等被害者法律相談援助を行うこととなったとき（5営業日経過時点において相談日が未定である場合を含む。）は、速やかに、その旨を地方事務所長に通知しなければならない。ただし、地方事務所長がその旨を既に了知している場合を除く。

2 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助の担当者に選任された場合において、当該DV等被害者法律相談援助を行わないこととなったときは、選任の日からの経過日数に関わらず、速やかに、その理由を記載した報告書（以下「不実施報告書」という。）を作成して地方事務所長に提出しなければならない。ただし、地方事務所長がその旨を既に了知している場合を除く。

（法律相談費の支払）

第17条 センターは、DV等被害者法律相談援助に携わったDV等被害者援助弁護士に対し、DV等被害者法律相談援助業務運営細則第18条第1項に規定する法律相談費を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該法律相談の法律相談費を支払わない。

一 第15条第3項に係るDV等被害者法律相談被援助者の署名を得ることができなかった場合において、その理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。

二 DV等被害者援助弁護士が第15条第2項の期限内にDV等被害者法律相談援助申込書及び法律相談票を提出しない場合において、当該期限を経過した理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。

（金銭の立替え・受領の禁止）

第18条 DV等被害者法律相談援助に携わったDV等被害者援助弁護士は、当該援助に關し、DV等被害者法律相談被援助者のために金銭を立替え又はDV等被害者法律相談被援助者から金銭その他の利益を受けてはならない。ただし、特別の事情があり、DV等被害者援助弁護士が地方事務所長の承認を得た場

合は、この限りでない。

第4章 不服申立て・再審査に関する事項

（不服申立て）

第19条 業務方法書第70条の21ただし書による決定を受けたDV等被害者援助弁護士は、センターに対し、不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立ては、決定の通知が到達した日から30日以内に地方事務所長に不服申立書を提出してしなければならない。

（再審査の申立て）

第20条 DV等被害者援助弁護士は、不服申立てに対して地方事務所長がした決定に不服がある場合には、理事長に対し、再審査の申立てをすることができる。

2 前項の再審査の申立ては、不服申立てに対する決定の通知が到達した日から14日以内に、不服申立てに対する決定をした地方事務所長に再審査申立書を提出してしなければならない。

第5章 DV等被害者法律相談援助契約に違反した場合の措置に関する事項

（契約に違反した場合の措置に関する事項）

第21条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助契約に基づきDV等被害者法律相談援助業務に係る事務を取り扱う場合には、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準並びに業務方法書及びその下位規程に定める事項を遵守しなければならない。

2 DV等被害者援助弁護士がその契約に違反した場合の措置は、次の三種類とする。

一 3年以下の契約締結拒絶期間を伴うDV等被害者法律相談援助契約の解除

二 DV等被害者法律相談援助契約の3年以下の契約締結拒絶期間の設定

三 DV等被害者法律相談援助契約の効力の2年以下の停止

3 センターは、DV等被害者法律相談援助契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、DV等被害者援助弁護士が法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱い

の基準に違反し、その違反の程度が重大で、DV等被害者援助弁護士としての職責を著しく怠り、DV等被害者法律相談援助契約を継続又は締結することが相当ないと認めたときは、前項第1号又は第2号に規定する措置をとることができる。

4 センターは、DV等被害者援助弁護士に次の事由があり、DV等被害者法律相談援助契約に基づく業務を一定期間停止することが相当なときは、第2項第3号に規定する措置をとることができる。

一 DV等被害者法律相談援助契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱い基準に対する違反の程度が軽微でなく、DV等被害者援助弁護士としての職責を怠ったとき。

二 DV等被害者法律相談援助契約で定める義務（法律事務の取扱いに関するものを除く。）を怠り、センターの事務に著しい支障を生じさせたとき。

5 第2項に規定する契約上の措置は、DV等被害者援助弁護士に対するセンターからの書面による通知によりその効力を生ずる。

6 センターが前項に基づく通知を、DV等被害者援助弁護士の事務所にファクシミリを利用して送信したときは、ファクシミリの送信日に前項の通知が到達したものとみなす。

7 DV等被害者援助弁護士は、センターが、当該弁護士に対する契約上の措置に関する手続の一環として、この契約条項その他センターにおいて定める規程に基づき、所属会又は日本弁護士連合会に対し、所要の通知を行い、調査を依頼し、又は意見を求めるに異議を述べない。

第6章 前章に規定する場合以外の措置に関する事項

(懲戒を理由とする措置)

第22条 センターは、DV等被害者援助弁護士が、弁護士法第57条に規定する除名、退会命令、業務停止の懲戒を受けたときは、前条第2項第1号又は第2号に規定する措置をとることができる。

2 前条第5項から第7項までの規定は前項の場合に準用する。

(心身の故障等を理由とする措置)

第23条 センターは、DV等被害者援助弁護士が、心身の故障等のため、DV等被害者援助弁護士としての職務の遂行に著しい支障がある場合には、契約締結拒絶期間を伴わないDV等被害者法律相談援助契約の解除措置又は期間を定めないDV等被害者法律相談援助契約の効力の停止措置をとることができる。

2 第21条第5項から第7項までの規定は前項の場合に準用する。

第7章 契約の終了に関する事項

(解約)

第24条 DV等被害者援助弁護士は、何時でもDV等被害者法律相談援助契約を解約することができる。

2 DV等被害者援助弁護士が前項に基づきDV等被害者法律相談援助契約を解約する場合には、その所属会の所在地に対応するセンターの地方事務所に対して解約申出書を提出しなければならない。

3 第1項に基づく解約の後であっても、センターが第21条第3項及び第22条第1項に定める事由に基づく契約上の措置（第21条第2項第2号の措置に限る。）をとることを妨げない。

4 DV等被害者法律相談援助契約の契約期間満了による終了後であっても、センターが第21条第3項及び第22条第1項に定める事由に基づく契約上の措置（第21条第2項第2号の措置に限る。）をとることを妨げない。

(当然の契約終了事由)

第25条 DV等被害者法律相談援助契約は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 DV等被害者援助弁護士が死亡したとき
- 二 DV等被害者援助弁護士が弁護士でなくなったとき
- 2 前項第2号による契約の終了後であっても、センターが第21条第3項及び第22条第1項に定める事由に基づく契約上の措置（第21条第2項第2号の措置に限る。）をとることを妨げない。

第8章 雜則

(申込書に記載した事項の変更)

第26条 DV等被害者援助弁護士は、第5条第1号から第3号まで又は第5号に掲げる事項に変更があつたときには、遅滞なく、所属会の所在地に対応するセンターに届け出なければならない。

2 センターは、前項の規定による届出がない場合においても、第5条第1号から第3号まで又は第5号に掲げる事項に変更があつたことを知ったときは、それらの事項につき変更の手続を行うことができる。

3 センターは、前項の変更手続をとったときは、遅滞なく、DV等被害者援助弁護士に対し、その旨を通知する。

(契約条項の変更)

第27条 DV等被害者援助弁護士が、この契約条項を変更した旨の通知をセンターから受けた後に、新たにDV等被害者法律相談援助を行った場合は、センターは、当該DV等被害者援助弁護士がこの契約条項の変更に同意したものとみなす。

(DV等被害者援助弁護士の情報の共有)

第28条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助契約についてセンターが保有したDV等被害者援助弁護士に係る次の各号に掲げる情報を、当該DV等被害者援助弁護士が所属する弁護士会及び日本弁護士連合会と共有することに、あらかじめ同意する。

一 氏名
二 所属会
三 登録番号

四 事務所名称及び住所

五 事務所電話番号及びファクシミリ番号

六 契約の有無及び登録されている名簿の種類

七 センターの利用者その他の者からの苦情に関する事項及びセンターが認知した法律事務取扱規程
第6条又は第7条に規定する措置の要件に該当する事由その他措置の原因に関する事項

(DV等被害者援助弁護士の情報管理)

第29条 センターが保有するDV等被害者援助弁護士に関する情報は、本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、総合法律支援法第14条に規定するセンターの目的の範囲内で利用する。